鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３８号

鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例（昭和 47 年鹿角市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定員） **第２条**　団員の定員は、667 人以内とする。	（定員） **第２条**　団員の定員は、820 人以内とする。
（任命） **第３条**　団員は、消防団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 （１）　（略） （２）　年齢 18 歳以上の者 （３）　（略）	（任命） **第３条**　団員は、消防団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。 （１）　（略） （２）　年令 18 歳以上の者 （３）　（略）
（報酬） **第 10 条**　団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。	（報酬） **第 10 条**　団員には、次により報酬を支給する。 団長　年額　82,500 円

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>階級</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>団長</td><td>82,500円</td></tr>
<tr><td>副団長</td><td>69,000円</td></tr>
<tr><td>分団長</td><td>50,500円</td></tr>
<tr><td>副分団長</td><td>45,500円</td></tr>
<tr><td>部長</td><td>39,000円</td></tr>
<tr><td>班長</td><td>37,000円</td></tr>
<tr><td>団員</td><td>36,500円</td></tr>
</table>
２　年額報酬は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、月割りによつて計算した額を支給する。

（１）　年度の中途において新たに団員となつた場合又はその職を退いた場合</td><td>副団長　〃　69,000円

分団長　〃　50,500円

副分団長　〃　45,500円

部長　〃　39,000円

班長　〃　37,000円

団員　〃　36,500円</td></tr>
</table>

改正後

（２）　年度の中途において年額報酬の額の異なる階級に異動した場合

３　前項の規定により年額報酬の額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　（略）

（出動報酬）

第 11 条　団員が水火災等の職務に従事する場合において、次の表に定める出動報酬を　　支給する。

区分		金額（１回につき）
水火災等の出動の場合	４時間未満	4,000 円
	４時間以上	8,000 円
訓練及び警戒出動の場合		2,500 円

改正前

２　（略）

（出動報酬）

第 11 条　団員が水火災等の職務に従事する場合において、別表に定める額を出動報酬として支給する。

別表（第 11 条関係）

区分		金額（１回につき）
水火災等の出動の場合	４時間未満	4,000 円
	４時間以上	8,000 円
訓練及び警戒出動の場合		2,500 円

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。